

## 事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区太秦下刑部町12番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 京都市公営企業管理者 交通局長 葛西 宗久
	電話 075

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の 主たる業種	自動車事業及び高速鉄道事業					
該当する事業 者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))					
計画期間	平成18年4月～平成20年3月					
基本方針	環境にやさしい公共交通機関である市バス・地下鉄への利用を促進し、自動車交通(マイカー)中心社会からの転換を図るとともに、低公害バス車両の導入や、職員への啓発、地下鉄の設備機器等の更新時に省エネ仕様のものを採用するなどハード・ソフトの両面からの対策を講じ温室効果ガス排出量の削減に取り組む。					
推進体制	京都市地球温暖化対策推進本部の各部会に構成員(各部門に1人)を中心に、実施計画及び進捗状況を管理する。					
年度ごとの具 体的な取組 及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容			
	17～19	事務系部門	・電気、ガス、ガソリン等エネルギーを減らし、温室効果ガス排出量を3%削減する。 (19年8月に交通局本庁舎において、ISO14001を認証取得)			
		バス部門	・アイドリングストップ車両(279両)及び天然ガス車両(9両)の導入(<19>アイドリングストップ車両88両及び天然ガス車両3両を導入) ・軽油とバイオディーゼル燃料(20%)の混合燃料の使用(<19>バイオ20使用車91両、バイオ100使用車2両) ・営業所バス留置時のアイドリングストップの実施と職員への啓発(<19>営業所バス留置時及びバス運行時のアイドリングストップの本格的実施)			
		高速鉄道部門	換気用送排風機のファンモード更新時に省エネ仕様のものを採用した。			
	17	高速鉄道部門	醍醐、山科変電所の整流器運転台数を削減した。			
	18		地下鉄駅換気設備のファンの運転時間を縮小した。			
	19		地下鉄駅照明機器の更新時に省エネ仕様のものを採用した。			
温室効果ガス の排出量等	排出区分	基準年度(実績) (16)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	
その他の地球 温暖化対策に よる温室効果 ガスの削減量 等	A 事業所等排出区分	24,613 t	24,935 t	1.31 %	24,861 t	1.01 %
	B 輸送車両排出区分	48,466 t	48,575 t	0.22 %	48,178 t	-0.59 %
	C その他排出区分	t	t	%	t	%
	排出合計	*1 73,079 t	*2 73,510 t	0.59 %	*4 73,038 t	-0.06 %
	対策等の区分	目標年度(計画)			報告年度(実績)	
		取組量等	(二酸化炭素換算(t))		取組量等	(二酸化炭素換算(t))
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		(整備面積) ha	(吸収量) t
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t		(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t
	自然エネルギーを利用した 電力又は熱の供給	(充電量) kwh	(削減量) t		(充電量) kwh	(削減量) t
	グリーン電力の購入	(熟供給量) GJ	(削減量) t		(熟供給量) GJ	(削減量) t
	削減量等合計	(購入量) kwh	(削減量) t		(購入量) kwh	(削減量) t
	差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*3	t		*5	t
	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)		報告年度(実績)	削減率(実績)
	*1 73,079 t	(*2)-(*3) 73,510 t	0.59 %	(*4)-(*5) 73,038 t	-0.06 %	
特記事項	自動車事業 1 乗り物に必要なエネルギーを比較すると、1人を1km運ぶのに必要なエネルギー(Kcal)は、「バス115」、「乗用車567」となっており、バスは自動車に比べ約30%のエネルギー消費ですむとされています。 2 交通局では、環境定期券制度を導入しており、土・日のマイカー抑制に努めています。 3 京都府警と連携し、バス車両にPTPS装置を設置(北大路BT～九条車庫)するとともに、職員が定期的にバスレーンなどに立ち、走行環境改善の取組みを行っており、運行時間の短縮を図るとともに、大気汚染の低減を図っています。 4 18年度より、新燃料でのバスエンジンへの負荷を調査するため、バイオディーゼル燃料100%での走行実験を行う予定です。(<19>バイオ100使用車2両)  高速鉄道事業 1 平成20年1月16日 東西線二条～太秦天神川間延伸開通 (2.4キロ延伸、新駅設置(北大路御池駅、太秦天神川駅))					
連絡先	担当部署					
	担当者氏名					
	住所					
	電話番号					
	ファクシミリ番号					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。

(例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入

5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン開達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。